

副検事、簡易裁判所判事の経験者の活用等について

司法制度改革審議会意見書

司法制度を支える法曹の在り方

第3 弁護士制度の改革

8. 企業法務等の位置付け

特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用等を検討し、少なくとも、特任検事経験者へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。

隣接法律専門職種の活用等の検討と関連して、企業法務等の位置付け、特任検事（検察庁法第18条第3項に基づき任命された検事）、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用、行政訴訟の指定代理人制度についても更に検討すべきである。少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備や、特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。

司法制度改革推進計画

司法制度を支える体制の充実強化

第3 弁護士制度の改革

7 企業法務等の位置付け

- (2) いわゆる特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の活用等を検討し、少なくとも、いわゆる特任検事経験者に対して法曹資格を付与するための所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部及び法務省）